

令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

砥部町告示第47号

令和8年3月24日

(目的)

第1条 この告示は、既存建築物において、くみ取り槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行う者に対し、町が予算の範囲内において砥部町浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であつて、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するものとして全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けたものをいう。
- (2) 転換 既存建築物において、くみ取り槽又は単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。以下同じ。)から合併処理浄化槽に設置替えることをいう。ただし、建築物の新築に伴う場合又は既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に入れ替えるときで、建築物の増築若しくは改築により浄化槽の処理対象人員が増加する場合は、この限りでない。

(補助対象となる浄化槽)

第3条 補助対象となる浄化槽は、処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽とする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、別表第1に定める区域において、補助対象となる浄化槽を専ら居住の用に供する建物(店舗等との併用住宅を含む。)に設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 販売又は賃貸を目的とする住宅に設置する者
- (5) 法人
- (6) 補助金交付対象者及び同一世帯員並びに当該土地家屋所有者が町税等を滞納している者

(補助金額)

第5条 補助金額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第2に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第1に掲げる区域において転換を行う者とし、あらかじめ令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添え町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付又は不交付を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付と決定した者に対しては令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(事業着手報告)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該補助金交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に着手するに当たり、事前に着手日時を町長に報告しなければならない。

(変更承認申請書等)

第9条 補助対象者が、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の変更を承認した者に対しては令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金実績報告書(様式第6号)に必要書類を添え町長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書(様式第7号)を速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 町長は、前条の規定による補助金額の確定後、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による補助事業の中止又は廃止の届出があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないとき。
- (4) 不正の手段により補助金を受けようとし、又は受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第6条関係)

補助対象区域	
(1)	公共下水道全体計画区域の都市計画区域内及び集合処理施設の整備区域（農業集落排水事業、大規模団地の集合処理施設等）を除く区域
(2)	補助対象区域外においても、地形、構造物等により公共下水道及び農業集落排水施設への接続が困難な区域

別表第2 (第5条関係)

区域	人槽	基本額	配管工事費加算	撤去費加算	
				くみ取り槽	単独処理浄化槽
別表第1に定める区域	5人槽	332,000円	330,000円	120,000円	150,000円
	7人槽	414,000円			
	10人槽	548,000円			

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

砥部町長 様

申請者

住 所

氏 名

令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業を実施したいので、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 設 置 場 所	伊予郡砥部町		
2 交 付 申 請 額	金 円		
工 事 費			円
	うち宅内配管工事費	円	
	うち既設槽撤去費	円	
3 住 宅 等 所 有 者	1 本人	2 共有	3 その他（ ）
4 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
5 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
6 実 居 住 人 員	人		

添付書類

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築届受付書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽構造図
- (5) 工事見積書の写し（本体工事、配管工事、既設槽の撤去費の内訳を明記すること）
- (6) 工事請負契約書の写し（様式自由）
- (7) 施工計画平面図
- (8) 工事監督者届（別記様式1）
- (9) 浄化槽維持管理誓約書（別記様式2）
- (10) 委任状（別記様式3）
- (11) 納付状況調査に係る同意書（別記様式4）
- (12) 登録浄化槽管理票（C票）の写し
- (13) 浄化槽法定検査依頼書（浄化槽法第11条関係）の写し
- (14) 保証登録書（市町村用）
- (15) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって、補助金交付申請のあった浄化槽設置整備事業について、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 設置場所 伊予郡砥部町
- 3 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、当該年度の末日までに補助事業を完了しなければならない。
 - (2) 承認事項
 - ア 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (イ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の請求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(4) 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書及び実績報告書に掲げる書類を添え町長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(5) 補助金の確定等

町長は、(4)の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書を速やかに補助対象者に通知する。

(6) 補助金の交付等

補助金は、(5)の規定による補助金額の確定後、速やかにその全額を交付する。

(7) 公開の義務

補助対象者は、施設及び施設に関する資料等を、将来浄化槽を設置しようとする者に公開しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった浄化槽設置整備事業について下記の理由により不交付としますので、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

（理 由）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助対象者

住 所

氏 名

令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け砥部町指令 第 号で補助金交付決定の通知があった浄化槽設置整備事業を、下記のとおり変更等を行いたいので、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止

（理 由）

様式第5号（第9条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

（補助申請者）

住所

氏名

様

砥部町長



令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請について、下記のとおり変更して交付することとしたので、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金交付変更決定額 金 _____ 円

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助対象者

住 所

氏 名

令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け砥部町指令 第 号で補助金交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 浄化槽法定検査依頼書（浄化槽法第7条関係）
- (2) 工事出来形平面図
- (3) 工事工程写真
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し
- (5) 単独処理浄化槽からの転換の場合、浄化槽廃止届出書（浄化槽法第11条の3関係）の写し
- (6) 工事施工チェックリスト（別記様式5）
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業について、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助対象者

住 所

氏 名

㊞

令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け砥部町指令 第 号をもって確定のあった浄化槽設置
整備事業補助金について、令和8年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条の
規定により、下記のとおり請求します。

なお、補助金は、私名義の下記の金融機関の口座に振り込んでください。

記

補助金請求額 金 _____ 円

<振込指定口座>

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種別	(1) 普通 (総合を含む) (2) 当座 (3) その他 ()	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

別記様式 1

年 月 日

砥部町長 様

工 事 監 督 者 届

このほど、砥部町浄化槽設置整備事業により、補助金の交付を受けて行う下記の浄化槽設置工事について、監督することとなりましたので届出します。

記

社 名

氏 名

(浄化槽設備士免状番号)

設置者名			
設置場所	砥部町		
浄化槽の型式		人槽	
備 考			

砥部町長 様

浄化槽維持管理誓約書

私は、浄化槽設置に関し、浄化槽管理者の責務として、下記のことを誓約します。

記

1 浄化槽の設置及び水質に係る検査

愛媛県知事が指定した検査機関【(公社)愛媛県浄化槽協会】が実施する法定検査を受けます。

※ 浄化槽法第7条検査 (使用開始後3月を経過した日から5月の間)

※ 浄化槽法第11条検査 (毎年1回の定期検査)

2 浄化槽の保守点検

浄化槽の保守点検を、毎年定められた回数以上実施します。

※ 浄化槽法第8条、第10条

3 浄化槽の清掃

砥部町の浄化槽清掃許可業者による、浄化槽の清掃を毎年1回以上実施します。

※ 浄化槽法第9条、第10条

4 公共下水道への接続

公共下水道の供用が開始された場合は、速やかに公共下水道へ接続します。

住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

別記様式 3

年 月 日

砥部町長 様

委 任 状

委任者

住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

私は、下記の者を代理人に選任し、別添申請場所の令和 8 年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金に関する書類の提出一切を委任します。

記

代理人

住 所

社 名

(担当者名)

(TEL)

別記様式 4

納付状況調査に係る同意書

私は、令和 8 年度砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく申請にあたり、砥部町税務課が保有する世帯全員の町税等の納付状況（滞納の有無）を砥部町町民課長が指定する者が照会することに同意します。

砥部町長 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

生年月日

砥部町記入欄

町 民 課	課 長	課長補佐	係 長	係		下記事項について照会して よいかお伺いします 年 月 日
・ 当町における申請者世帯全員の課税状況 (有 ・ 無) ・ 申請者世帯全員の町税等の納付状況 滞納の有無 (有 ・ 無) 決裁日： 年 月 日						
税 務 課	課 長	課長補佐	係 長	係		上記のとおり回答してよ いかお伺いします 年 月 日

別記様式5

工事施工チェックリスト

項 目	チェック内容	判定
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れがないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水全てが接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔毎に適切な弁が設置されているか。	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形・破損の恐れ	管の露出等により変形・破損の恐れはないか。	
6. 嵩上げの状況	バルブ操作等の維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺状況	保守点検・清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検・清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	コンクリートスラブは打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水は生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形・破損・固定の状況	嫌気ろ床のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	各装置に変形や破損はないか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形・破損・固定及び稼働の状況	装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形・破損・固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定はされているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	

項 目	チェック内容	判定
13. ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置・稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水の恐れはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分に行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電の恐れはないか。	
<p data-bbox="204 1081 715 1115">上記のとおり確認したことを証します。</p> <p data-bbox="320 1178 523 1211">年 月 日</p> <p data-bbox="587 1272 879 1305">担当浄化槽設備士氏名</p> <p data-bbox="576 1368 1366 1402">(浄化槽設備士免状の交付番号)</p>		